

佐波川河川整備アドバイザー会議 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、佐波川河川整備アドバイザー会議(以下、「会議」と称する。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「佐波川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、「整備計画」)に基づき実施している各種施策の進捗等に関して意見を述べるものとし、また、整備計画の変更が行われる場合においては、河川法第16条の2第3項の規定を準用し、河川法第16条の2第7項の規定に基づき、意見を述べるものとする。

2. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。
3. 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
4. 会議に、流域内地方自治体で構成するオブザーバーを置くことができる。
5. 整備計画を変更する場合は、流域内地方公共団体の意見を聴くものとする。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。
4. 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が事務局等と相談し必要なときに招集する。

2. 委員の代理出席は、原則として認めない。
3. 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議は原則、公開するものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所に置く。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成29年2月28日から施行する。

一部改正、令和2年3月13日

一部改正、令和4年10月20日

一部改正、令和6年10月3日

<別表>

<委員>

氏 名	職名	専門分野
赤松 良久	山口大学大学院創成科学研究科 教授	河川工学
朝位 孝二	山口大学 教授	河川工学
榊原 弘之	山口大学大学院創成科学研究科 教授	防災
関根 雅彦	山口大学 名誉教授	水質
竹下 直彦	水産大学校水産学研究科 教授	関係漁業
深田 三夫	山口大学 名誉教授	水利
森江 堯子	NPO 法人国際環境支援ステーション 副理事長	自然環境
宗近 孝憲	元 山口経済研究所 調査研究部長	経済

(敬称略 五十音順)